

台湾からのFIT 誘客交流キャンペーン事業委託業務仕様書

1. 委託内容

台湾から三重県への個人旅行者(FIT)の誘客PRに係るキャンペーン事業の実施

2. 委託期間

契約締結日から平成31年3月29日まで

3. 事業の目的

「2013 日台観光サミット in 三重」開催から5周年を迎えることを契機として、台湾から日本への観光客が団体ツアーから個人旅行(FIT)への急速なシフトが進んでいる状況を踏まえ、三重県への台湾人観光客の来訪のさらなる増加を目的とした、誘客プロモーションに係る業務を委託するものである。

4. 業務の詳細及び提案

(1) FIT を対象とした認知度向上及び誘客促進キャンペーンの実施

以下のとおり、FIT を対象とした台湾から三重県への誘客促進策を企画し、実施すること。

- ・台湾の一般消費者を対象に公募を行い、「三重県観光 PR アンバサダー(仮称、以下「アンバサダー」という。)」を複数名選定・委嘱し、アンバサダーを活用した取組を実施すること。
※アンバサダーは、台湾において、一般消費者の目線で三重県観光のPR活動を行っていただく方とします。
- ・台湾消費者が訪日旅行情報を収集する際に利用されるウェブサイトまたはSNS等のオンラインメディアにおいて、三重県観光情報の記事を発信すること。

(2) キャンペーン実施に係る記者発表会の実施

- ・本事業の実施について、台湾の一般消費者における三重県の認知度を高めることを目的とした記者発表会を企画し、実施すること。なお日時及び場所については、平成30年9月4日(火)、台北市内を予定しているが、変更の可能性がある。
- ・記者発表会の会場手配、メディアの集客、記者発表会の企画運営及びメディア掲載調整を行うこと。
- ・記者発表会における三重県関係の登壇者は、上記日時に訪台する「三重県台湾経済交流ミッション団」のうち、行政関係者3～4名程度を予定しているが、変更の可能性がある。
- ・台湾側出席者に飲料及び軽食を提供すること。
- ・台湾側出席者に三重県産牛肉を提供する可能性があるため、会場において調理提供を可能とすること。ただし、牛肉の調達及び輸送にかかる手配及び費用については、本提案に含める必要はない。

(3) オンラインプロモーションの実施

- ・(1)及び(2)に関連して、ウェブサイト、SNS等オンラインでの情報発信、及び三重県のSNSへの誘導等、台湾の一般消費者における三重県の認知度向上及び旅行意欲喚起を図る

取組を企画し、実施すること。

(4) その他関連する業務

- ・本事業における台湾における三重県の認知度向上及びFIT誘客促進について、目標値の設定を行うとともに、実施後に可能な限り効果の把握を行うこと。
- ・上記(1)から(3)の各業務について、目標値の設定を行うとともに、実施後の効果測定を行うこと。
- ・台湾及び日本の企業・団体等の協賛(協賛金、物品・サービスの提供等)の獲得について、可能な限り調整を行うこと。なお、協賛に相応する当該企業・団体等の露出を本事業内で行うことについては、これを妨げないこととし、詳細は協議のうえ決定する。
- ・上記以外でも台湾から三重県へのFIT誘客を促進するための取組については積極的に提案し、実施すること。

5. 納品物、納期、納品場所

下記のとおり期限までに業務実績報告書を提出すること。

- (ア) 納品物 業務実施報告書 印刷物2部及び加工し二次利用が可能なデータ形式1部
(CD-ROM、DVD-R または USB メモリ等の媒体とする。)
- (イ) 納品期限 平成31年3月29日(金)
- (ウ) 納品場所 三重県海外誘客課

6. 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県雇用経済部観光局と協議しながら進めるものとします。
- (2) 全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる内容がある場合には、積極的に提案してください。
- (3) その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

7. 留意事項

- (1) 本事業に係る成果品及び著作権の一切は、三重県に帰属します。
- (2) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (3) 受託者が(2)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの

暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとします。

8. 契約方法に関する事項

- (1) 契約は、三重県雇用経済部観光局において行うとともに、契約条項は、三重県雇用経済部観光局において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は積算した額に、消費税等の課税対象となる額に対して100分の108に相当する額（1円未満の端数が生じたときは切り捨てます）を加算した額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

9. 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

10. 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

委託料の支払いについて、必要に応じて概算払いを可能とするほか、契約条項の定めるところによります。

11. 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

12. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。